**鍬ヶ崎地区水産加工施設用地（普通財産）売払いの案内**

　市では下記により、市有の財産を売払います。

記

**１　売払物件の種類**

　　土　地

**２　売払物件の番号、所在地、地目及び地積、売却価格、用途指定**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積（㎡） | 売却価格（円） | 契　約保証金（千円） | 用途指定 |
| １ | 49街区2-1画地 | 宅地 | 936.04 | 35,842,682 | 1,793 | 準工業地域 |
|
| ~~２~~ | ~~49街区2-2画地~~ | ~~宅地~~ | ~~867.64~~ | ~~33,223,521~~ | ~~1,662~~ | ~~準工業地域~~ |
|
| ~~３~~ | ~~49街区2-3画地~~ | ~~宅地~~ | ~~813.98~~ | ~~31,168,782~~ | ~~1,559~~ | ~~準工業地域~~ |
|
| ４ | 49街区2-4画地 | 宅地 | 767.83 | 29,401,614 | 1,471 | 準工業地域 |
|
| ５ | 49街区2-5画地 | 宅地 | 721.83 | 27,640,190 | 1,383 | 準工業地域 |
|
| ~~６~~ | ~~49街区2-6画地~~ | ~~宅地~~ | ~~691.96~~ | ~~26,496,413~~ | ~~1,325~~ | ~~準工業地域~~ |
|

**３　売払いを受ける方に必要な資格**

（１）鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定を受けていること。

（２）売払いに係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定（公有財産に関する事務に従事する職員）に該当しない者であること。

**４　鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画の認定申請**

（１）**認定を受けるためには**

　　　鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画の認定を受けたい方は、鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出していただきます。

（２）**申請書の交付**

　　　申請書は平成２７年４月１日以降の閉庁日を除く日の午前９時から午後５時までの間、宮古市産業振興部水産課水産振興係において交付します。

　　　また、市のホームページからもダウンロードできます。

（３）**申請書の受付**

　　　期　　間：平成２７年４月１日以降の閉庁日を除く日の午前９時から午後５時まで、随時受け付けます。

　　　場　　所：宮古市産業振興部水産課水産振興係（市役所本庁舎２階）

　　　提出書類：申請書（様式第１号）

　　　　　　　：事業計画書（別紙様式第１号）

　　　　　　　：決算書（直近３期分）の写し

　　　　　　　：納税証明書（法人市町村民税、法人税）の写し

　　　　　　　　又は法人市民税の減免申請書

　　　　　　　：会社案内等のパンフレット

　　　　　　　：整備する施設の詳細資料（規模、構造、設置場所等を示したもの）

　　　　　　　：その他市長が必要と認める資料

　　　提出方法：水産課へ直接持参して下さい。

**５　計画の認定**

　　申請書は鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定申請公募要領（以下「要領」という。）に基づき鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画審査会（以下「審査会」という。）において、以下の優先順位で審査し、内容が要領の趣旨に合致すると認めたときは、鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定証（以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとします。よって、要領の各種要件を満たした事業計画であっても、計画が認定されない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

　　①被災した市内の事業者

　　②市内の事業者

　　③その他の事業者

**６　売払いの申請**

（１）**申請書の提出**

　　　売払いを希望する方は、普通財産（土地）売払申請書（以下「申請書」という。）を提出していただきます。

（２）**申請書の交付**

　　　申請書は認定証交付時に、宮古市産業振興部水産課水産振興係において交付します。

　　　また、市のホームページからもダウンロードできます。

（３）**申請書の受付**

　　　期　　間：認定通知後速やかに

 　　　　　　　 閉庁日を除く日の午前９時から午後５時まで、随時受け付けます。

　　　場　　所：宮古市産業振興部水産課水産振興係（市役所本庁舎２階）

　　　提出書類：申請書

　　　　　　　：鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定証の写し

　　　　　　　：住民票（法人にあっては法人の登記簿謄本）

　　　　　　　：身分証明書（個人のみ。宮古市に本籍のある方は市役所１階総合窓口課にて、１通３００円で交付します。）

　　　　　　　：委任状（代理人を定めるときのみ）

　　　　　　　：申請者の印鑑証明書（代理人を定めるときのみ）

　　　　　　　：代理人の身分証明書（代理人を定めるときのみ）

　　　提出方法：水産課へ直接持参して下さい。

**７　契約の相手方の決定**

　　申請書に記載された本人又は本人が定めた代理人の資格を確認し、申請書及び提出書類にて契約の相手方を決定し、売払決定通知書を交付します。

**８　契約金額及び契約書の作成**

　　売却価格を契約金額とし、売払い決定通知の日から直ちに契約を締結します。

**９　契約保証金に関する事項**

（１）契約保証金は、契約金額の１００分の５以上の額を、契約の締結と同時に納付してください。ただし、契約の締結と同時に契約金額を全額納付する場合はこの限りではありません。

（２）契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

（３）契約保証金には、利子は付きません。

**10　契約の不履行等**

　　契約締結後、契約者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、上記９の契約保証金は市に帰属します。

**11　代金の納入方法**

　　代金は契約締結の日から納入期限内（30日以内）に所定の納入用紙で納入してください。

**12　所有権の移転時期**

　　売払い物件の所有権は、売買代金を完納した時に移転するものとします。

**13　物件の引渡し**

　　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項に規定する使用又は収益を開始することができる日をもって引き渡します。

**14　契約者の譲渡制限**

　　契約者は、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

**15　その他**

（１）提出する書類等に要する費用は、申請者の負担となります。

（２）提出された書類等は返却しません。

（３）売払申請者は、物件等を熟知のうえ参加して下さい。

（４）登記に要する費用は契約者の負担となります。

（５）この売払いに関する問い合わせ先

　　　　宮古市　産業振興部　水産課　水産振興係（市役所本庁舎２階）

　　　　 　　　電話　　　　０１９３―６２―２１１１

（内線２４１１、２４１２、２４１４、２４１５）

　　　　　　　　ファックス　０１９３―６３―９１１６